

コンタクトレンズ検査料について

当院では、厚生労働省が定める施設基準に基づき「コンタクトレンズ検査料 1」の届出を行い、下記の点数を算定しております。

1.初診料：291 点

2.再診料：76 点

3.コンタクトレンズ検査料 1：200 点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。



国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター
National Center for Geriatrics and Gerontology